

新リース会計、 貸手側の会計処理

制度調査部
齋藤 純

売上高等の計上方法は3種類

【要約】

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年7月5日、リース会計に係る新基準案を公表した。新基準案では、所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理を廃止し、売買処理に一本化することとされている。本稿では、新基準案による貸手側の会計処理をまとめる。

もっとも、新基準案の適用にはリース税制との調整が不可避となっており、新基準案においては適用時期が明示されていない。今後は、リース税制の見直しの動向も注目されることである。

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年7月5日、リース会計に係る新基準案を公表した。新基準案では、所有権移転外ファイナンス・リース取引について「賃貸借処理」を廃止し、「売買処理」に統一することとしている¹。

図表1 現行リース会計と新基準案との比較

		現在のリース会計	新基準案
ファイナンス・リース取引	所有権移転	売買処理	売買処理 2
	所有権移転外	売買処理。ただし、賃貸借処理によることも可能 1	
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理 3	賃貸借処理 3

1 賃貸借処理による場合には、売買処理による場合と同様の情報が開示されるよう、次の情報を財務諸表に注記することとされている。

[借手]

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- ・減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

[貸手]

- ・固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
- ・未経過リース料期末残高相当額
- ・当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
- ・利息相当額の算定方法

2 次の情報を注記することとされている。

[借手]

- ・リース資産について、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法
- ・リース債務について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額及び5年超の返済予定額

¹ ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分、リース資産の借手側の会計処理などに関しては、齋藤 純、DIR 制度調査部情報「新リース会計、借手側の会計処理 リース利用企業のROA、自己資本比率に影響も」2006年7月31日を参照。



[貸手]

- ・リース投資資産について、将来のリース料を収受する権利部分及び見積残存価額部分の金額、並びに受取利息相当額
- ・リース債権又はリース投資資産に係るリース料債権部分について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額

3 借手及び貸手ともに、次の注記を行うこととされている。

- ・貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係る未経過リース料
- ・貸借対照表日後 1 年を超えるリース期間に係る未経過リース料

貸手側の会計処理

1. ファイナンス・リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(以下、売買処理)を行うこととされているが、新基準案では、貸手側の具体的な会計処理方法として、次の 3 種類が設けられている。

リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法
 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法
 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

いずれの方法もリース料総額とリース物件の現金購入価額との差額を受取利息相当額として各期へ配分することは共通している。なお、受取利息相当額はいずれの方法によっても同額となり、各期の利益も同額となる(次ページ参照)。

リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始時に、リース料総額で売上高を計上するとともに、同額でリース投資資産(所有権移転ファイナンス・リースの場合は「リース債権」。以下同じ)を計上する。また、リース物件の現金購入価額で売上原価を計上する。

リース取引開始時に計算された売上高と売上原価との差額は、利息相当額として取り扱う。リース期間中の各期末において、リース取引開始時に計算された利息相当額のうち、代金回収未済の部分については、利益を繰り延べ、当該金額についてはリース投資資産と相殺して表示する。

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始時に、リース物件の現金購入価額により、リース投資資産を計上する。

リース期間中の各期に受け取るリース料を各期において売上高として計上し、当該金額からこれに対応する利息相当額を差し引いた額(元本回収額)をリース物件の売上原価として処理する。

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

リース取引開始時に、リース物件の現金購入価額により、リース投資資産を計上する。

各期に受け取るリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として処理する。

[設例]

次のように、「リース会計に関する会計基準の適用指針(案)」の設例1に準じた前提条件を置く。

- ・リース期間 5年
- ・リース料月額 1,000、リース料総額 60,000
- ・リース物件の現金購入価額 48,000
- ・利息相当額の各期への配分の際に用いる利率 8.555%
- ・リース投資資産の回収スケジュール

	期首元本	回収額	元本分	利息分
X1.9.30	48,000	6,000	3,947	2,053
X2.3.31	44,053	6,000	4,116	1,884
X2.9.30	39,937	6,000	4,291	1,709
X3.3.31	35,646	6,000	4,475	1,525
X3.9.30	31,171	6,000	4,667	1,333
X4.3.31	26,504	6,000	4,866	1,134
X4.9.30	21,638	6,000	5,074	926
X5.3.31	16,564	6,000	5,292	708
X5.9.30	11,272	6,000	5,518	482
X6.3.31	5,754	6,000	5,754	246
合計	-	60,000	48,000	12,000

【新基準案】

[リース取引開始時]

リース投資資産	60,000	／	売上	60,000
売上原価	48,000	／	買掛金	48,000

[リース料(半年分)受取時・決算時(X1.9.30)]

現金預金	6,000	／	リース投資資産	6,000
繰延リース利益繰入	9,947	／	繰延リース利益	9,947

繰延リース利益繰入 9,947 = 利息相当額総額 12,000 - 当半期に対応する利息相当額 2,053

[リース料(半年分)受取時・決算時(X2.3.31)]

現金預金	6,000	／	リース投資資産	6,000
繰延リース利益	1,884	／	繰延リース利益戻入	1,884

繰延リース利益 1,884 = 期首元本 44,053 × 8.555% ÷ 2

(以後、同様の会計処理をリース取引終了時まで行う。)

【新基準案】

[リース取引開始時]

リース投資資産	48,000	／	買掛金	48,000
---------	--------	---	-----	--------

[リース料(半年分)受取時・決算時(X1.9.30)]

現金預金	6,000	／	売上高	6,000
売上原価	3,947	／	リース投資資産	3,947

[リース料(半年分)受取時・決算時(X2.3.31)]

現金預金	6,000	／	売上高	6,000
売上原価	4,116	／	リース投資資産	4,116

(以後、同様の会計処理をリース取引終了時まで行う。)

【新基準案】

[リース取引開始時]

リース投資資産	48,000	／	買掛金	48,000
---------	--------	---	-----	--------

[リース料(半年分)受取時・決算時(X1.9.30)]

現金預金	6,000	／	リース投資資産	3,947
			受取利息	2,053

[リース料(半年分)受取時・決算時(X2.3.31)]

現金預金	6,000	／	リース投資資産	4,116
			受取利息	1,884

(以後、同様の会計処理をリース取引終了時まで行う。)

上記に基づき、貸手の各年度における利益を計算すると、次のようになるものと思われる。

	リース取引開始時	X1年度末	X2年度末	X3年度末	X4年度末	X5年度末	計
【現行基準の賃貸借処理】							
受取リース料		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
減価償却費		-9,600	-9,600	-9,600	-9,600	-9,600	-48,000
計		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	12,000
【新基準案】							
売上	60,000						
売上原価	-48,000						
繰延リース利益繰入		-8,063					
繰延リース利益戻入			3,234	2,467	1,634	728	
計		3,937	3,234	2,467	1,634	728	12,000
【新基準案】							
売上		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
売上原価(元本回収部分)		-8,063	-8,766	-9,533	-10,366	-11,272	
計		3,937	3,234	2,467	1,634	728	12,000
【新基準案】							
受取利息		3,937	3,234	2,467	1,634	728	12,000

2. オペレーティング・リース取引の会計処理

オペレーティング・リースについては、賃貸借処理を行う。すなわち、貸手は借手から受け取るリース料を「受取リース料」として処理するとともに、リース物件について減価償却を行う。

適用時期及び適用初年度の取扱い

1．適用時期

新会計基準案では、リース会計と密接に関係する税制との調整に関する見通しが立っていないため、新基準案では適用時期が明示されていない。

2．適用初年度の取扱い

リース取引開始日が新基準案の適用初年度開始前のリース取引については、新基準案に従って処理するのが原則となるが、現行のリース会計基準において必要とされる注記を行うことを条件に、賃貸借処理を適用することもできる。

リース取引開始日が新基準案の適用初年度開始前のリース取引について、新基準案の規定に従う場合には、変更による影響額を特別損益として処理する。